

死亡事故特別調査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

死亡事故特別調査委員会規程の一部を改正する規程

死亡事故特別調査委員会規程（平成28年旭医大達第20号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副病院長<u>のうちから</u> 2人</p> <p>(2) 医療安全管理部副部長</p> <p>(3) 医療安全管理部所属の医師</p> <p>(4) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(5) その他委員会が必要と認めた者</p> <p>2 前項<u>第1号及び第5号</u>の委員は病院長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第1号から第3号に掲げる委員が、医療法に基づく医療事故の発生した<u>病院に置かれる部署</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同号に係る審議に加わらないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副病院長<u>（事故防止・安全問題担当）</u> 2人</p> <p>(2) 医療安全管理部副部長</p> <p>(3) 医療安全管理部所属の医師</p> <p>(4) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(5) その他委員会が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号の委員は病院長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第1号から第3号に掲げる委員が、医療法に基づく医療事故の発生した<u>診療科、中央診療施設等及び薬剤部</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同号に係る審議に加わらないものとする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和3年8月30日から施行し、改正後の第4条第1項第1号及び第2項の規定は、令和3年7月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。